

<p style="text-align: center;">現行規格 JIS A5308 : 2026レディーミクストコンクリート（追補1）</p>		<p style="text-align: center;">旧規格 JIS A5308 : 2024</p>
<p style="text-align: center;">箇条番号・題名</p>	<p style="text-align: center;">内容</p>	<p style="text-align: center;">箇条番号・題名</p>
3.7 上澄み水	用語及び定義の3.7上澄み水の注釈1及び注釈2を削除。	3.7 上澄み水
8.3 水	<p>水は、附属書JC及び附属書JEに適合するものを用いる。ただし、スラッジ水は、高強度コンクリートには適用しない。</p> <p>なお、安定剤(3.11)の構成成分を指標にした管理方法⁵⁾が整備され、回収水(3.5)の品質に適合することが確認された安定化スラッジ水、及び目標スラッジ固形分率の上限を1%未満で管理するスラッジ水は、上澄み水として取り扱ってよい。ただし、安定化スラッジ水は、高強度コンクリートに適用しない。</p> <p>注⁵⁾ 管理方法には、スラッジ水中のグルコン酸濃度及び硫酸イオン濃度をイオンクロマトグラフィーで連続して測定するなど、安定剤の使用量を管理する方法がある。</p>	8.3 水
9.6 回収した骨材の取り扱い d)	軽量コンクリートには、回収骨材を用いない。また、高強度コンクリートには、 回収細骨材を用いない。	9.6 回収した骨材の取り扱い d)
9.6 回収した骨材の取り扱い f)	<p>回収骨材は、粗骨材及び細骨材の目標回収骨材置換率の上限がそれぞれ5%以下となるように、一定の割合で新骨材に添加⁷⁾することで、通常、骨材全体を新骨材として取り扱う。</p> <p>ただし、12.2のc)に規定するメビウスループを表示する場合は、表9の回収骨材の使用方法の欄に”A方法”と記載することとし、表10の回収骨材置換率の欄には”5%以下”と記入する。この場合、1日ごと又は出荷量がおよそ100m³に達する日数を1管理期間として管理し、記録する。</p> <p>注⁷⁾ 回収骨材の新骨材への添加は、（略）</p>	9.6 回収した骨材の取り扱い f)